

9月のごみ収集日についてお知らせ

9月のごみ収集日程は、下記の通りになっておりますので、ご確認のうえ、きちんと分別して出してください。

9月のごみ収集日予定表（曜日の見方は、その月の第何回目かで、数字は9月の収集日です）

地区名 ごみ区分	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第 1)	5日(火)	4日(月)	1日(金)	7日(木)	1日(金)	4日(月)	6日(水)
紙 類 (第 2)	12日(火)	11日(月)	8日(金)	14日(木)	8日(金)	11日(月)	13日(水)
びん類 (第2・第5)	12日(火)	11日(月)	8日(金)	14日(木)	8日(金)	11日(月)	13日(水)
缶・プラスチック (第 3)	19日(火)	18日(月)	22日(金) 第4に変更	21日(木)	22日(金) 第4に変更	18日(月)	20日(水)
もやせないごみ (第 4)	26日(火)	25日(月)	29日(金) 第5に変更	28日(木)	29日(金) 第5に変更	25日(月)	27日(水)
もやせるごみ	火・金	月・木		月・木	月・水・木		火・水・金
	1・5・8 12・19・ 22・26・ 29	4・7・11・14・ 18・21・25・28		4・7・11・ 14・18・ 21・25・ 28	4・6・7・11・13・ 14・18・20・21・ 25・27・28		1・5・6・ 8・12・13・ 19・20・22・ 26・27・29

不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
 9月15日(金)は祝日により、ごみの収集はしませんので集積所に出さないようお願いします。
 それにより、市街東北本線東側と大鷹沢田中地区の「缶・プラスチック類」は22日(第4金)に、「もやせないごみ」は29日(第5金)に収集日を変更しますので、お間違えのないよう願います。

ルールを守り、きちんと分別……分別や出し方が悪いと収集されなかったり、リサイクルできません……
 ごみの出し方にもルールがあります。ルールを守らないで出されると再商品化できなくなり、「資源」も「ごみ」となってしまうたり、収集されず残ってしまうと景観を損ねるうえ不衛生となり、地域住民にとって大変迷惑となります。必ずルールを守りきちんと分別して出してください。
 ごみは、必ず当日の朝8時30分まで出してください。

紙類の出し方について

紙類は、必ず十文字にひもとじをして、地区の指定の日集積所またはストックヤードに出してください。
 (1) 指定日に集積所に出す場合、雨天などによりぬれる恐れがあるときは、資源ごみの袋に入れてください。
 (2) スtockヤードに出す場合(各地区公民館敷地内と市内は中央公民館・いきいきプラザ敷地内に設置)
 ①自分の地区が紙類の指定日の午前8時30分～午後5時まで、紙類だけ持ち込みください。
 ②市街地の方は、中央公民館は第2金曜日、いきいきプラザは第2水曜日に持ち込みください。
 また、鷹巣・大鷹沢田中地区の方は、大鷹沢公民館(第2月曜日)または中央公民館をご利用ください。
 ③毎月第4日曜日(9月は24日)各地区ストックヤードは午前8時～午後5時まで、中央公民館といきいきプラザは午前8時30分～午後5時まで利用できますので持ち込みください。
 事業系ごみ(会社・飲食店・商店などの営業に伴い排出されるごみ)は、ごみ集積所に出せません。
 自ら処理施設に搬入するか、許可を受けている処理業者に委託してください。
 お問い合わせ 白石市民生部生活環境課 ☎22-1314

固定資産税の知識 ③



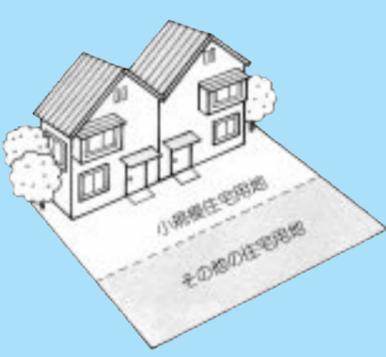
新築の住宅に対しては、3年間の固定資産税の減額措置が設けられています。

2. 住宅を新築して4年後の固定資産税が急に高くなったのはなぜ?
 新築住宅が一定の要件に当たると、床面積が120㎡までの部分について、3年間税額が2分の1に減額されます。つまり4年後に高くなったのではなく、減額期間が終了して本来の税額となったのです。

1. 路線価とは何ですか?
 路線価とは土地評価の基礎となるもので、市街地などにおいて道路に付けられた価格のことであり、具体的には、道路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格のことをいいます。宅地の評価額はこの路線価をもとにして、それぞれの宅地の形状(奥行き、間口、道路との状況など)に応じて算定されます。
 市では路線価を公開しており、どなたでも税務課の窓口で無料でご覧になれます。

3. 住宅を取り壊して貸し駐車場にしたら、翌年の固定資産税が急に高くなったのはなぜ?
 住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から、課税標準の特例措置が設けられています。住宅用地とは専用住宅および併用住宅の敷地とされている土地をいいますが、毎年1月1日現在において住宅が存在していない土地は、住宅用地の特例を受けることはできません。貸し駐車場はこの特例に該当しないため、本来の税額となったのです。

4. 災害により被害を受けたときは?
 所有している固定資産が、火災、風水害などの災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて固定資産税が減額または免除される場合がありますので、窓口申請してください。



課税標準の特例については次のとおりです。
 小規模住宅用地……住宅1戸当たり200㎡までの部分の課税標準額を6分の1に。
 その他の住宅用地……小規模住宅用地以外の住宅用地の課税標準額を3分の1に。
 例えは、300㎡の敷地に1戸建ての専用住宅があれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分がその他の住宅用地になります。

「お願い」
 現在、家屋調査を実施中です。家屋台帳と照合して異動の有無を確認させていただいております。係員がお伺いしますのでご協力よろしくお願いたします。
 以上3回にわたり、固定資産税のしくみについて簡単に説明しましたが、ご不明の点はお気軽に窓口までお尋ねください。
 また、窓口では「固定資産税のしおり」をお配りしています。
 税務課固定資産税係 ☎22-1313

計量器定期検査のお知らせ

正しい計量・豊かな暮らしへ

計量器の定期検査が10月2日(月)から6日(金)まで実施されます。

この定期検査を受けない計量器(はかり)は、取引証明に使用できなくなり、期間中に必ず検査を受けてください。新しいはかりでも「免除」のシールを張りますので、検査会場までお越しください。

なお、法改正により、この定期検査は2年に一度になりました。問商工観光課 ☎22-1321 宮城県計量検定所 ☎022-247-1641

月 日	検査時間	対象地区	検査場所
10月2日(月)	10:30~12:00	越 河	越河公民館
10月2日(月)	14:00~15:00	小 原	小原公民館
10月3日(火)	10:30~12:00	白 川	白川公民館
10月3日(火)	13:30~15:00	福 岡	福岡公民館
10月4日(水)	10:30~12:00	白石(南町・田町・本町・中町・長町・巨理町)、斎川、大平、大鷹沢	白石市役所
	13:00~15:00		
10月5日(木)	10:30~12:00	白石(短ヶ町・新町・西益岡・中益岡・東益岡・清水小路・寿町・柳町)	白石市役所
	13:00~15:00		
10月6日(金)	10:30~12:00	白石(本郷第1~第4・寿山・緑が丘・鷹巣・旭町・上郡山・郡山・小下倉)	白石市役所
	13:00~15:00		

